

平成31年4月7日執行

佐賀県議会議員選挙公報

(小城市選挙区)

佐賀県選挙管理委員会

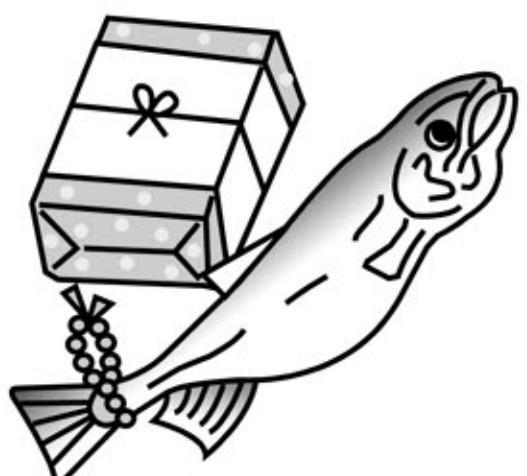
政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると、処罰されます。
また、有権者が寄附を求めることが禁止されています。

**寄附禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。**



政治家の寄附禁止



お歳暮やお年賀



入学祝・卒業祝



病気見舞い



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



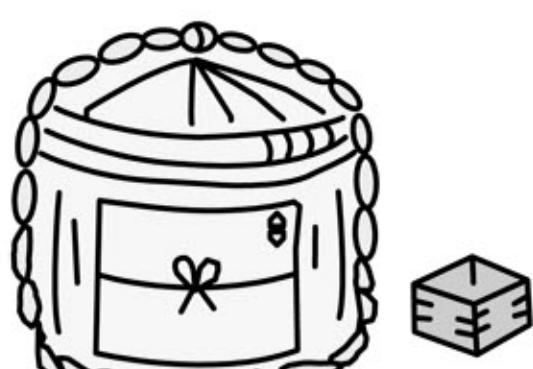
葬式の花輪・供花



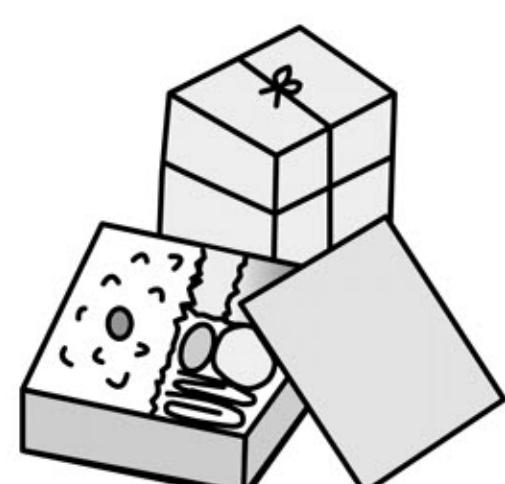
落成式・開店祝の花輪



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入



お祭りへの寄附や差入



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

**贈らない！
求めない！
受け取らない！**

平成31年4月7日執行

佐賀県議会議員選挙公報

(小城市選挙区)

佐賀県選挙管理委員会

**投票用紙には、候補者の氏名を
正しく、はっきり書きましょう**

せっかくの投票が無効になる場合があります。



投票が無効になる例

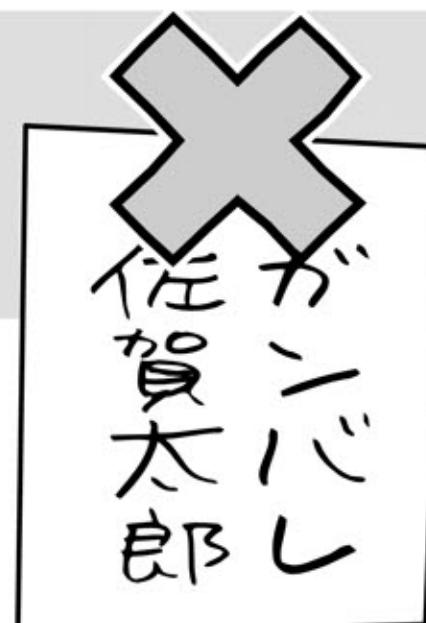
①

所定の投票用紙を使用
していないもの。

②

2人以上の候補者の氏名
を書いたもの。

③

候補者の氏名のほか、それ
以外のことを書いたもの。

④

自分で書いていないもの。



⑤

立候補していない者の
氏名を書いたもの。

⑥

誰の氏名を書いたの
か確認できないもの。

⑦

単にいたずら書きした
もの。

⑧

白紙投票(何も書いて
いないもの。)

平成31年4月7日執行

佐賀県議会議員選挙公報 (小城市選挙区)

佐賀県選挙管理委員会

投票日は

4月7日(日曜日)



投票時間は

午前 **7** 時から 午後 **8** 時まで

※唐津市・武雄市・吉野ヶ里町・有田町・大町町・太良町では、全投票所で投票時間が午後6時までとなっています。

※嬉野市の全投票所、神埼市的一部分の投票所で投票時間がそれぞれ変更されていますので、各市からのお知らせをご確認ください。

※立候補者の数が選挙すべき者の数を超えない場合は、無投票になります。

投票用紙の色は

うすいブルー

投票日に投票できない方は

4月7日の投票日に旅行や用務で投票できない方は
期日前投票を利用しましょう。

期日前投票は、選挙人名簿登録地の市町で投票日前日までに投票を行う制度で、手続きも簡単です。

■期日前投票ができる期間

3月30日(土)～4月6日(土)までの毎日

※8:30～20:00まで(土曜日・日曜日もできます。)

※一部の期日前投票所を除く。(市町からのお知らせをご確認ください。)

●投票用紙には、候補者の氏名のみを記入し、それ以外の字や記号は書かないでください。(投票自体が無効になる場合があります。)

●候補者の氏名は、投票記載場所に掲示してある候補者一覧表をよく確認して記入しましょう。

県議会議員の選挙区・定数

今回の県議会議員選挙の選挙区・定数は次のとおりです。

選挙区名	定数	選挙区の区域
佐賀市	11	佐賀市
唐津市・東松浦郡	6	唐津市・玄海町
鳥栖市	3	鳥栖市
多久市	1	多久市
伊万里市	3	伊万里市
武雄市	2	武雄市
鹿島市・藤津郡	2	鹿島市・太良町
小城市	2	小城市
嬉野市	1	嬉野市
神埼市・神埼郡	2	神埼市・吉野ヶ里町
三養基郡	2	基山町・上峰町・みやき町
西松浦郡	1	有田町
杵島郡	2	大町町・江北町・白石町
県計(13選挙区)	38	

